様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年1月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）めたうぉーたー  一般事業主の氏名又は名称 メタウォーター株式会社  （ふりがな）やまぐち　けんじ  （法人の場合）代表者の氏名 山口　賢二  住所　〒101-0041  東京都千代田区神田須田町1-25　JR神田万世橋ビル  法人番号　8010401075293  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ「DXの取り組み」の中の「DXで上下水・資源循環インフラの未来を拓く」にて公開  <https://www.metawater.co.jp/>info/dx | | 記載内容抜粋 | 当社グループは水・環境インフラ業界を取り巻く社会課題を解決するためにDXを推進し、持続可能なインフラの未来を創出します。  当社が培ってきた機械・電気プラント建設・運転・保守・修繕の技術とDXを掛け合わせて、設計の効率化や、運転管理の省力化、設備の予知保全などによりライフサイクルコストを削減し、財政難と技術者不足、資源の有効活用と循環、環境負荷の低減といった社会課題の解決に貢献します。  またデータを活用して、新たな顧客価値の創造、水質管理の高精度化による安全性の向上、情報セキュリティ対策の強化に取り組み、持続可能かつ安全で効率的な水・環境インフラ業界の未来を築きます。  DXの取り組みは、当社がパーパスとして掲げる「地域と共生し、水と環境の循環を守り、人々の暮らしを支える」の実現のためにも重要な取り組みのひとつであり、上下水道・資源環境業界にとって共通の課題でもあります。当社は水・環境インフラ業界のフロントランナーとして、自治体や業界内外のパートナーとのオープンイノベーションや、独自のエンジニアリングプラットフォームの活用により新たなイノベーションと価値を創出し、インフラの老朽化や甚大災害といった社会課題の解決にも挑戦していきます。  また、当社グループの全社員が働き甲斐と誇りを持って仕事ができる環境を実現するため、DX化を通じて業務効率化や働き方改革の推進、新規事業への挑戦機会の拡大などを実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会より承認権限を委譲された業務執行責任者が決裁して公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当初ホームページ 「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当初ホームページ 「DXの取り組み」の中の「エンジニアリングデータと維持管理データの連携」と「営業情報一元管理と分析による顧客インサイトの発見」にて公開 <https://www.metawater.co.jp/>info/dx | | 記載内容抜粋 | エンジニアリングデータと維持管理データの連携：エンジニアリングデータと維持管理データを連携し、出荷品質の向上および現場における日々の点検や故障発生時に源流の設計データを活用できるようにします。  　また、設計データと監視制御や点検記録のデータを連携することで、運転状態の分析と改善を容易にするとともに、デジタルツインによるシミュレーションによりオペレーション支援を行い、ヒューマンエラーを削減して運転管理業務の安定化と安全性を向上します。  営業情報一元管理と分析による顧客インサイトの発見：営業活動と納入情報などの顧客情報を一元管理し、分析を行い、カスタマーサクセスが実現できる顧客インサイトを発見します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会より承認権限を委譲された業務執行責任者が決裁して公開されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当初ホームページ「DXの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 「DX推進室」の設置：2024年4月、全社のDX関連部門を集約し、取締役を責任者としてDX戦略の企画立案と推進を担う専門組織とする「DX推進室」を設置しました。DX推進室と各部門の担当者が全社横断型のプロジェクトチームを随時に組成し、部門間の連携を強化することで、エンジニアリング、マーケティングなどの業務において社内のデジタル化を積極的に推進しています。今後は市場や業界・顧客・自社のビッグデータを関連付けリアルタイムで分析し、インサイト情報を得ることで、新事業の創出、実現を目指します。  DX人材の育成に向けた教育プログラムの実施：デジタル技術を活用した新しい働き方や組織文化を構築するため、デジタル人材教育プログラムを実施しています。各部門でDXに精通し自走できる人材を育成するために、教育プログラムを「全社員ステップ」、「サポーターステップ」、「リーダーステップ」の3段階に分けて実施し、全社員がDXを学べる機会を設けつつ、素養に応じてステップアップする段階的な教育プログラムを実施することにより、各部門で主体的にDX推進を行えるリーダー人材を育成していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当初ホームページ 「DXの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | エンジニアリング・現場DX実現のための環境整備：  商談から設計、製造、試験、建設、納入までデータ連携を実現するプラント情報マネジメントシステムの導入：  プラント情報マネジメントシステムを導入して商談から納入までの全工程における情報を一元管理し、設計・製造・施工といった各段階でのデータ連携を強化しました。  また、現場においてはIoTセンサーで収集したデータから機器の異常を早期に検知して故障を未然に防ぐことで、施設の稼働率向上とメンテナンスコストの削減を実現する実証を継続しています。  今後は、プラント情報マネジメントシステムを介して設計データと実際の運転データを紐付け、さらなる設備の最適化や更新計画の策定を効率的に行うシステムに拡張していきます。  シミュレーションとオペレーションサポートセンター（OSC）によるオペレーション支援：  当社ではIoTとAIを活用した運転支援システムの実証を浄水場や下水処理場で行っています。これは水量や水質情報や異常時の対応など、過去データをAI等により解析してシミュレーションを行い、オペレーターに運転ガイダンスを行うことで人為的なミスを削減し、安全な運転を支援するものです。  また、当社グループが運転・管理を受託している浄水場や下水処理場などの運転状況を随時監視、サポートする「オペレーションサポートセンター（OSC）」の設置により、遠隔地から緊急事態発生時の迅速な対応を行っています。  今後は、デジタルツインによるシミュレーション検証などにより、災害時のリスクを低減し、事業の継続性を高めていきます。  営業・マーケティングDXの環境整備：営業活動内容、受注、納品、導入後のサポートに関する顧客情報を集約するデータウェアハウスとして集約するシステムを整備しており、営業支援と顧客管理の連携を強化します。  それにより、製品納入情報の一元管理による顧客からの問い合わせ対応の迅速化、設備の最適な更新周期の提案、問い合わせ情報の一元管理と分析による営業活動の効率化を達成します。  さらに、今後は収集した情報を分析して顧客の潜在的なニーズを発見し、新事業の創出に繋げます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「DXの取り組み」 | | 公表日 | 2025年1月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ「DXの取り組み」  https://www.metawater.co.jp/info/dx | | 記載内容抜粋 | プラント情報マネジメントシステムを導入し、システムの適用率とその教育研修の受講率をエンジニアリング業務プロセスの効率化の指標としています。  顧客情報のリアルタイム管理システムと業務効率化ツールを導入し、それらの利用率を営業業務の効率化の指標とします。  DX教育プログラムの実施に合わせ社内のDX教育実行レベル（5段階）を設定して把握します。実行レベルは、「全社員ステップ」によるDXに対する全社員の基礎的リテラシーの向上（レベル1・2）、「サポーターステップ」によるDXを推進・支援する素養を備えた人材の育成（レベル3）、および「リーダーステップ」によるDXを推進できる人材の育成（レベル4・5）と設定します。各教育プログラムの受講比率をDX人材育成の指標としています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月14日 | | 発信方法 | 当社ホームページ「DXの取り組み」の中の「DXで上下水・資源循環インフラの未来を拓く」にて実行責任者である代表取締役社長名にて発信しています。  https://www.metawater.co.jp/info/dx | | 発信内容 | 当社グループは水・環境インフラ業界を取り巻く社会課題を解決するためにDXを推進し、持続可能なインフラの未来を創出します。  当社が培ってきた機械・電気プラント建設・運転・保守・修繕の技術とDXを掛け合わせて、設計の効率化や、運転管理の省力化、設備の予知保全などによりライフサイクルコストを削減し、財政難と技術者不足、資源の有効活用と循環、環境負荷の低減といった社会課題の解決に貢献します。  またデータを活用して、新たな顧客価値の創造、水質管理の高精度化による安全性の向上、情報セキュリティ対策の強化に取り組み、持続可能かつ安全で効率的な水・環境インフラ業界の未来を築きます。  DXの取り組みは、当社がパーパスとして掲げる「地域と共生し、水と環境の循環を守り、人々の暮らしを支える」の実現のためにも重要な取り組みのひとつであり、上下水道・資源環境業界にとって共通の課題でもあります。当社は水・環境インフラ業界のフロントランナーとして、自治体や業界内外のパートナーとのオープンイノベーションや、独自のエンジニアリングプラットフォームの活用により新たなイノベーションと価値を創出し、インフラの老朽化や甚大災害といった社会課題の解決にも挑戦していきます。  また、当社グループの全社員が働き甲斐と誇りを持って仕事ができる環境を実現するため、DX化を通じて業務効率化や働き方改革の推進、新規事業への挑戦機会の拡大などを実現します。  代表取締役社長　山口 賢二 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃　～2024年11月頃 | | 実施内容 | IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「DX推進指標自己診断フォーマット」による自社分析を、当社代表取締役社長が中心と経営幹部が行い、自己診断を提出しました。結果を提出することで得られるベンチマークシートを利用して、業界の動向やビジネス環境を確認しています。これからも定期的に自社の分析と評価を行い、課題把握に努めます。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年4月頃　～2024年11月頃 | | 実施内容 | 水環境インフラ向けITサービスのWBC(Water Business Cloud)のセキュリティ対応としてWBC-SIRTを設立し、続いて全社対応としてMW-SIRT (Security Incident Response Team)を設立し、情報セキュリティにかかるインシデントに対処するため、インシデント関連情報、脆弱性情報を収集、分析し、対応方針や手順の策定などの活動を行っています。今後は、収集頻度を上げて、さらに攻撃的予兆情報の収集も行うようにします。  先進的なIT企業が多く利用するグーグルワークスペースを全社導入し、ゼロトラストセキュリティに基づく多層防御により、セキュアな業務環境を実現しています。  情報セキュリティに対する各種規定を策定して、管理規定のもとで運用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。